

米国における高齢者支援の 新たな選択肢「SDM」と金融リテラシーの拡充

門倉 朋美、林 宏美

Ⅰ 要 約 Ⅱ

1. 米国などでは、後見制度に加えた選択肢の一つとして、意思決定支援を受けた自己決定（SDM）という概念を基にした取り組みが重視されるようになっていく。SDMにおいて、最終判断を行う主体は高齢者本人であり、高齢者本人による自己決定を支援する者（サポーター）は支援に徹する。サポーターによる支援内容は多岐にわたり、金融面に焦点を当てると、サポーターの金融リテラシー向上が鍵を握ることから、そのための取り組みも進められている。
2. 米国保健福祉省（HHS）による支援のもとで設立された米国意思決定支援資源センター（NRC-SDM）は、ウェブサイトを通じて SDM 関連法令や外部リソースの情報発信等に取り組んでいる。AARP やテキサス・アップルシード、米国州裁判所センターは、サポーターの金融面のリテラシー向上に資するツールとして、SDM 契約におけるサポーター向けガイドやオンライン・トレーニングを提供する。
3. 金融面に関するツールは、①サポーターの受託者責任、②経済的虐待に関する注意喚起、の内容が盛り込まれている点が特徴的である。SDM に基づく金融面の支援がうまく機能するか否かは、サポーターの SDM に対する理解及び金融リテラシーに依拠するところも大きい。
4. 日本では高齢者の認知判断能力が低下し財産管理が困難になると、成年後見制度の利用が想定されるが、結果的に高齢者本人の判断する権限が限定される。高齢者支援の選択肢の一つとして、日本でも SDM の概念に通ずる取り組みができないか、検討に値するのではないだろうか。その際に、高齢者支援に携わる者が備えるべき金融リテラシーの具体化も重要と言えよう。

野村資本市場研究所 関連論文等

- ・野村亜紀子「高齢者の資産管理と持続的代理権—長寿化時代に求められる支援の拡充—」『野村資本市場クォーターリー』2024年冬号。
- ・林宏美「意思決定支援を受けた自己決定（SDM）の概念—高齢者支援における追加的な選択肢としての注目—」『野村資本市場クォーターリー』2024年冬号。
- ・林宏美「米国の後見制度下にある保全資産運用の枠組み—長期分散投資の追及—」『野村資本市場クォーターリー』2016年秋号。

I 高齢者の意思決定支援制度の活用が進む米国

1. 意思決定支援を受けた高齢者の自己決定という概念

少子高齢化が進展している日本では、65 歳以上の高齢者のうち認知症を発症している者が 2012 年時点で約 15%に相当する 462 万人に達しており¹、認知症への対応が喫緊の課題の一つに位置付けられてから久しい。認知症は年齢が上がるほど発症する可能性が高まることから、高齢化が進むと、認知症を有する高齢者数も増加する傾向にある。「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」²では、認知症を発症する高齢者が 2025 年に 730 万人、2050 年には 1,016 万人に達するという推計結果³が公表されるなど、その増加スピードが顕著となることが想定される。

認知症の高齢者数が増加すると、生活面や医療面、金融面をはじめとした様々な側面における支援体制の構築が求められる。今日の日本においては、認知機能が低下した高齢者の財産管理等を支援する仕組みの一つとして、成年後見制度が設けられている⁴。しかしながら、成年後見制度全体の利用者数が 2022 年時点で 24.5 万人⁵にとどまるなど、その活用は限定的である。活用が進まない主な理由としては、制度利用の手続きに各種費用や手間がかかること、柔軟な財産管理ができないこと、途中で制度の利用停止ができないこと、等が挙げられる。

そもそも、成年後見制度は、被後見人の状態に応じた程度の違いは設けられているものの、基本的には高齢者本人による判断が困難であるという前提のもとで、高齢者本人の判断する権限を後見人に移譲している。他方、グローバルな潮流としては、国際連合の障がい者の権利に関する条約（United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities、UNCRPD）が 2006 年に制定されたことなどを背景に、障がい者等の人権を尊重する方向であり、成年後見制度のあり方が時代の潮流にそぐわない可能性も課題として捉えられている。こうしたなかで、米国などでは、後見制度に加えた選択肢として他の仕組みを模索する動きが見られるようになっている。

実際、認知症の前段階に相当する軽度認知障害（MCI）ならびに認知症発症の初期段階から中期段階の時期を中心にして、高齢者本人が必要とする支援を利用できる環境が整えば、高齢者本人が自己決定をできる可能性は低くない。米国をはじめとした国々の中には、

¹ 内閣府「平成 29 年度版高齢社会白書」。

² 同論文は、九州大学二宮教授他による平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業。

³ 各年齢の認知症有病率が上昇する場合の人数。なお、「各年齢の認知症有病率が上昇する場合」とは、認知症の危険因子である糖尿病有病率が 2012 年から 2060 年までに 20%上昇する仮定を置いている。

⁴ 成年後見制度は、任意後見と法定後見の 2 種類がある。さらに、法定後見制度では、障害や認知判断能力低下の程度などに応じて、「補助」「保佐」「後見」の 3 種類がある。家庭裁判所によって選ばれた補助人、保佐人、後見人は、一定の範囲内で高齢者本人の代理で法律行為を行ったり、高齢者本人が行った不利益な法律行為を後から取り消したりすることができるとされている。

⁵ 任意後見が約 2,700 人、法定後見のうち補助が約 1.5 万人、保佐が約 4.9 万人、成年後見が約 17.8 万人となっており、法定後見の後見人が大多数であることが見て取れる。最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況一令和 4 年 1 月～12 月一」より。

可能な限り高齢者本人の意思を尊重すべきという考え方が浸透していくなかで、「意思決定支援を受けた自己決定（Supported Decision Making、以下 SDM）」という概念を基にした取り組みが重視されるようになっている。

2. SDM におけるサポーターの役割

SDM においては、最終判断を行う主体はあくまでも高齢者本人であり、高齢者本人による自己決定を支援する者（以下、サポーター）は、支援に徹することが大前提である。

SDM においてサポーターの果たす役割は、高齢者本人が現在置かれている環境やこれまでの人生で培われた考え方等によって多種多様となりうる。SDM における支援内容や方法は SDM 契約（SDM Agreement）にて文書化することが可能である。SDM 契約とは、健康者か否かに関わらず、何らかの判断をする際に、家族や友人、職場の同僚、専門家等への日常的な相談を、契約書などの文書として明示するものであり、一般的にサポーターや支援内容等が指定される。

SDM における支援内容は多岐にわたる。例えば、障がい者支援に取り組む非営利組織（NPO）であるクオリティ・トラスト（Quality Trust for Individuals with Disabilities）は、支援内容を検討する際のブレインストーミング・ペーパーを公表しているが、金融面、健康面、居住面、仕事その他の生活面に大きく 4 分類したうえで、支援内容の項目例を示している（図表 1）。

図表 1 SDM 概念を踏まえた支援内容に関するブレインストーミング

-
- 金融面
 - 銀行の共同口座開設
 - 代理人の任命
 - 共同での資金管理計画作成および実行
 - 資産管理コースの受講
 - 健康面
 - 病院での診察に同行
 - 平易な言葉を用いたヘルスケア関連の選択肢の説明
 - 医療記録へのアクセス共有
 - 居住面
 - 居住する可能性のある施設訪問に同行
 - （各選択肢における）メリットとデメリットのリストアップ
 - 複数の施設へのお試し訪問
 - 入所した際にルームメイトになる可能性のある人との面談
 - 支援スタッフへのニーズに関する話し合い
 - 入所施設の選択肢を見つけるため、地域センターのスタッフとの協働
 - 居住施設に求める優先順位付けをめぐる話し合い
 - 仕事その他の生活面
 - 本人の興味関心に沿った仕事を発見することの支援
 - 公共交通機関による行き方習得の支援
 - 本人が毎日習慣としてしていることに関する優先順位付けへの対応
 - 本人が他の選択肢も考え、本人にとって最良の判断ができる方向への支援
-

（出所）Quality Trust for Individuals with Disabilities, “Brainstorming Guide: How Are We Already Using Supported Decision-Making?”より野村資本市場研究所作成

本稿では、SDM を機能させるために重要な役割を果たすサポーターの能力向上に取り組んでいる米国の状況を概観し、その中でも主に金融面での支援に不可欠と思われる、サポーターの金融リテラシーに焦点を当てて、我が国における今後の取り組みのヒントを探ることとしたい。なお、SDM は、障害を有する成人による活用も想定されているが、本稿では、主に認知機能の低下等によって支援を必要とする高齢者の利用に焦点を当てることとする。

Ⅱ サポーターの SDM に関するリテラシー向上策

米国では、高齢者等の権利擁護に取り組む NPO 等を中心に、SDM に関する情報提供等の取り組みが散見される。以下では、米国意思決定支援資源センター（National Resource Center for Supported Decision-Making、以下 NRC-SDM）の活動を概観したうえで、SDM における金融面のサポーターのリテラシー向上に資するツールとして、NPO の具体的な取り組みを紹介する。

1. 米国保健福祉省（HHS）が支援する NRC-SDM

NRC-SDM は、SDM 関連事業の助成を行うと共に、ウェブサイトを通じた SDM 関連法令や外部リソースの情報発信等に取り組んできた。以下では、まず、NRC-SDM が設立された経緯及び活動実績に触れた後、具体的な取り組みを概観する。

1) NRC-SDM 設立の経緯と実績

NRC-SDM は、米国保健福祉省（Department of Health and Human Services、以下 HHS）のコミュニティ生活局（Administration for Community Living、以下 ACL）による支援のもとで 2014 年に設立された。また、設立に際しては、前述のクオリティ・トラスト、シラキュース大学バートン・ブラット研究所（BBI）、カンザス大学発達障害センター、その他のパートナー等⁶とも広範な連携が行われた。NRC-SDM は、「SDM に関する研究、情報共有、技術支援、トレーニング、有望な取り組みの推進といった複合的な戦略を通じて、障害のある人々や高齢者の『選択する権利』を推進すること」⁷を目的としており、SDM に関する州・組織横断的な活動に取り組む。

NRC-SDM は、知的・発達障害を持つ人々における SDM の法的権利の保護・推進に取り組む「ジェニー・ハッチ・ジャスティス・プロジェクト（JHJP）」を発展・

⁶ NRC-SDM のパートナーには、全米高齢・障がい者連合州協会（The National Association of States United for Aging and Disabilities）、全米高齢者虐待問題研究所（The National Center on Elder Abuse）、米国法曹協会・高齢化と法委員会（The American Bar Association's Commission on Law and Aging）等が挙げられる（2023 年 10 月時点）。

⁷ Morgan K. Whitlatch and Rebekah Diller, "SUPPORTED DECISION-MAKING: POTENTIAL AND CHALLENGES FOR OLDER PERSONS," *Syracuse Law Review*, 2022.

拡張する活動として位置づけられている。2012 年、ダウン症候群のジェニー・ハッチ氏が、両親が申し立てた後見制度に対して裁判を起こし、米国内外で注目を集めた⁸。JHJP は、ハッチ氏とクオリティ・トラストが当該裁判の勝訴を経て立ち上げたプロジェクトであり、初年に 100 件以上の後見問題に対して支援を提供する等、障がい者の権利擁護に取り組んだ。

NRC-SDM の財源は、設立から 2018 年まで HHS の ACL によって捻出された⁹。ACL は、5 年間を通じて助成した NRC-SDM の成果として、SDM に関するセミナーの実施や一般向けのリソース提供の他、SDM の関連プロジェクトへの少額助成金実証プログラムを挙げている（図表 2）。

ACL による助成は終了しているものの、2021 年 3 月に視覚障がい者の擁護団体が主催した障害法会議では、クオリティ・トラストの法務ディレクター兼 NRC-SDM の主任プロジェクトディレクターであるモーガン・ウィットラッチ氏が、「ACL の助成は終了したが、クオリティ・トラストは NRC-SDM を推進し続ける」と言及している¹⁰。また、HHS のアルツハイマー病関連の施策の中で、2022 年には、ACL を主導機関とした NRC-SDM の継続支援が盛り込まれている¹¹。なお、クオリティ・トラストのウェブサイトでは、NRC-SDM の活動推進に向けた寄付を募っている。

図表 2 ACL の助成金提供期間における NRC-SDM の成果

- ・ SDM の成功事例に関する情報を文書化、発信
- ・ データや情報のギャップを埋めるための調査を実施
- ・ SDM 問題に関して、研修資料を作成し、ACL ネットワークに技術支援を提供
- ・ 高齢者、障がい者、親や家族、教師、ケースマネージャー、弁護士、裁判官、職業リハビリテーション専門家、小児科医、老年学専門家、虐待・ネグレクト調査員、直接支援員（DSP）、社会保障専門家、メディケイド管理者、学校管理者等に対して、SDM に関する少なくとも 494 の対面及びオンラインセミナーを実施
- ・ 知的・発達障害を持つ人や高齢者の生活に与える SDM の影響を測定・実証する戦略を策定
- ・ 14 州で 16 プロジェクトに資金を提供する少額助成金実証プログラムを運営。既存の資料やリソース、学術的な研究や実践、成功事例、新しく開発された研究や研修資料等を収集したクリアリングハウスを運営し、一般に公開

（出所）Administration for Community Living, “Supported Decision Making Program”より野村資本市場研究所作成

⁸ ジェニー・ハッチ氏（当時 29 歳）は、両親が申し立てた後見制度のもと、自由を制限されるグループホームへの入居に対して後見人の不要を訴え、2013 年に裁判に勝訴した。

⁹ HHS は、2011 年に制定された国家アルツハイマー・プロジェクト法（The National Alzheimer's Project Act）の下、2012 年に公表した「アルツハイマー病に取り組む国家計画」を毎年更新しており、2015 年版において NRC-SDM に言及した（U.S. Department of Health and Human Services, “National Plan to Address Alzheimer's Disease: 2015 Update,” July 13, 2015）。

¹⁰ National Federation of the Blind, “The Jenny Hatch Justice Project: Ways to Advance Supported Decision-Making for People with Developmental Disabilities.”

¹¹ U.S. Department of Health and Human Services, “National Plan to Address Alzheimer's Disease: 2022 Update,” December 19, 2022.

2) NRC-SDM のウェブサイトを通じた情報提供

現在、NRC-SDM は主にウェブサイトを通じて、SDM に関する情報提供を幅広く行っている。ウェブサイトでは、カテゴリーやキーワード等の検索機能を備えた、SDMに関する調査やレポート等の情報集約ページ（Resource）を設けており、組織を越えた広範な情報に、効率的にアクセスすることが可能である。また、In Your State というコンテンツでは、各州における SDM 関連法の制定状況、判例・裁判所命令等が閲覧できる。具体的には、州ごとに SDM に関する情報が、①SDM 法、②州法（制定・保留中・既提出）、③判例及び裁判所命令、④州の助成金プログラム、⑤その他のリソース、という分類で示される。

2. 金融面に重点を置く、サポーター向けツールの事例

以下では、SDM におけるサポーターの金融リテラシー向上に繋がるツールの具体例として、①AARP（旧全米退職者協会）とテキサス・アップルシードが提供する SDM 契約におけるサポーター向けガイド、②米国州裁判所センター（National Center for State Courts）が提供するオンライン・トレーニングについて概説する。

1) AARP とテキサス・アップルシード：SDM 契約におけるサポーター向けガイド

50 歳以上であれば加入が可能な非営利団体である AARP と、テキサス州民の公正な政策の実現に活動の重点を置く非営利団体のテキサス・アップルシードは、2017 年 3 月、「テキサス州において他人のお金を管理すること：SDM 契約におけるサポーターへの支援」と題したサポーター向けガイド（以下、本ガイド）を策定した（図表 3）¹²。

本ガイドは、消費者金融保護局（The Consumer Financial Protection Bureau、以下 CFPB）が金融面の支援者（financial caregiver）向けに提供するガイド「他人のお金を管理すること」¹³を基に作成された。CFPB は SDM 契約のサポーターのみを対象としたガイドは提供していないが、テキサス州が米国において SDM 契約法（SDMA 法）¹⁴を初めて制定した州であることを背景に、AARP 及びテキサス・アップルシードが新たに作成した¹⁵。

AARP は、テキサス州では約 350 万人が家族介護者として無給で両親や配偶者等の金融面の管理を支援している一方、詐欺や不正行為、意図しない利益相反の回避に役

¹² 本稿では、テキサス・アップルシードのウェブサイトに掲載された第 3 版を取り上げる（2023 年 10 月時点）。AARP 及びテキサス・アップルシードは、本ガイドの他、委任状を持つ代理人、裁判所に選任された財産後見人、代理受取人及び米国退役軍人省の受託者、撤回可能信託の受託者、に対するガイドを提供している。

¹³ Consumer Financial Protection Bureau, Managing someone else's money.
< <https://www.consumerfinance.gov/consumer-tools/managing-someone-elses-money/> >

¹⁴ Texas Constitution and Statutes, "ESTATES CODE TITLE 3. GUARDIANSHIP AND RELATED PROCEDURES SUBTITLE I. OTHER SPECIAL PROCEEDINGS AND SUBSTITUTES FOR GUARDIANSHIP CHAPTER 1357. SUPPORTED DECISION-MAKING AGREEMENT ACT SUBCHAPTER A. GENERAL PROVISIONS Sec. 1357.001."

¹⁵ ただし、CFPB は、AARP 及びテキサス・アップルシードが作成したガイドを審査・承認していない。

図表 3 SDM 契約のサポーター向けガイド（目次）

目次
テキサス・アップルシード&AARP について
なぜ本ガイドを読むべきか
語彙を復習しよう
—あなたの責任は何か？
—サポーターの疑問
サポーターとしての基本的な義務
—責任 1: トムの最善の利益のみ考え、行動する
—責任 2: トムが良い判断をするよう手伝う
—責任 3: トムの個人情報を非公開にする
—責任 4: トムが自分の決断を伝えることを手伝う
その他、知っておくべき情報
—他の意思決定者
—政府の給付金
—家族や友人との問題
—他の専門家
経済的搾取に注意
—一般的な兆候
消費者詐欺に注意
—いかにトムを詐欺から守れるか？
どこに相談すればよいか

(注) 本ガイドにおける「トム」とは、高齢者本人と同様の位置づけ。

(出所) AARP and Texas Appleseed, “Managing Someone Else’s Money in Texas: Help for Supporters Under a Supported Decision-Making Agreement”より野村資本市場研究所作成

立つツールが不十分であると指摘していた¹⁶。そのため、本ガイドは、サポーターである家族や友人等を対象に、高齢者本人がお金に関する意思決定を行う際の役割を示している。特に、テキサス州法の下で SDM 契約に基づき指名されたサポーターには、誠実に行動すること、契約で付与された権限の範囲内で行動すること、私利私欲なく忠実に行動すること、利益相反を回避すること等の、一定の受託者責任の遵守が求められていると述べ、サポーターの責任に関して重点的に解説している（図表 4）。なお、本ガイドでは、高齢者本人を「トム」と仮称している。

サポーターの責任としては、全部で 4 つの項目が挙げられている。1 つ目の責任「トムの最善の利益のみ考え、行動する」では、利益相反を回避するために自身の利益と高齢者本人のお金の用途との距離を取ることや、高齢者本人のお金・資産を分別しておくこと等がガイドラインとして示された。

2 つ目の責任「トムが良い判断をするよう手伝う」では、サポーターの支援に関する具体的なアドバイスや留意点を示している。例えば、高齢者本人が投資を行う上でサポーターの支援を必要とする場合は、サポーターに金融の専門家との対話を推奨するとともに、米国証券取引委員会（SEC）が公表する金融専門家を選ぶ上でのヒントをまとめたレポート¹⁷を紹介している。高齢者本人のニーズと価値観に従い、高齢者本人の選択肢及び目標を金融事業者と話し合うよう勧めている。

¹⁶ AARP, “New tool in fight against financial exploitation of elders,” March 8, 2017.

¹⁷ Securities and Exchange Commission, “Investor Bulletin: Top Tips for Selecting a Financial Professional,” September 2012.

図表 4 サポーターの責任と用語の定義（一部抜粋）

あなたの責任は何か？	
トムが自分自身のために決断することを支援するためにあなたを指名した以上、現在、あなたはトムと特別な信頼関係を築いている。テキサス州法はサポーターに対して、一定の受託者責任を遵守するよう求めている。トムのサポーターであるあなたには、トムに対して誠実に行動し、SDM 契約で与えられた権限の範囲内で行動し、私利私欲なく忠実に行動し、利益相反を回避する義務がある。あなたは、あなたの利益ではなく、彼の利益のために、SDM 契約にある権限を行使しなければならない。家族かどうかは関係がない。 トムのサポーターとして行動する際、その責務を果たすために、あなたには 4 つの基本的な責任がある： 責任 1：トムの最善の利益のみ考え、行動する 責任 2：トムが良い判断をするよう手伝う 責任 3：トムの個人情報を非公開にする 責任 4：トムが自分の決断を伝えることを手伝う これらの基準を満たさない場合、訴えられたり、お金を返済しなければならない可能性がある。警察や保安官に捜査され、刑務所に入る可能性さえある。だからこそ、「あなたのお金ではない」ということを常に心に留めておくことが大切である！	
用語の定義	
SDM 契約	SDM 契約とは、自分で人生の決定を下すことができるが、その際に支援が必要な人が、意思決定を支援してくれる人を指名する契約。
サポーター	サポーターとは、意思決定を支援するために SDM 契約で指名された人物。サポーターは、情報に基づいた決定を支援し、必要に応じてその決定を他者に伝えるために、特定の行動（医療記録や財務記録の取得など）を取る権限を持っている。
受託者	受託者とは、他者のために行動する権限を与えられ、特別な信頼関係を築いている人のことである。サポーターには、誠実に行動すること、契約で付与された権限の範囲内で行動すること、私利私欲なく忠実に行動すること、利益相反を回避することなどの一定の受託者責任がある。
利益相反	利益相反は、ある人にとっての最善を他の人にとっての最善に優先して決定する場合に発生する。サポーターは、サポーターや他の人にとって何が良くないかに関係なく、自分を任命した人が自身にとって最善の決定を下せるよう支援することで利益相反を回避しなければならない。

(注) 1. 本ガイドにおける「トム」とは、高齢者本人と同様の位置づけ。

2. 太字は原文のまま。

(出所) AARP and Texas Appleseed, “Managing Someone Else’s Money in Texas: Help for Supporters Under a Supported Decision-Making Agreement” より野村資本市場研究所作成

3つ目の責任「トムの個人情報を非公開にする」では、SDM 契約に基づき知るところとなった診療記録、財務記録、学歴等の個人情報は、高齢者本人の承認がなければ家族や友人であっても共有してはならないと述べている。加えて、サポーターは個人情報の共有が高齢者本人の最善の利益であるかを鑑みて、高齢者本人の決定を手伝う必要があることを指摘している。

4つ目の責任「トムが自分の決断を伝えることを手伝う」では、SDM 契約の下、サポーターは必要に応じて高齢者本人の決定の伝達を支援する権限があると述べている。具体的には、家族、医療専門家、金融機関、政府機関への連絡等が挙げられる。つまり、サポーターは高齢者本人の一部行為を代行する役割を果たすと言える。

また、本ガイドはサポーターの責任に加えて、経済的搾取（高齢者の財産を不当に処分すること、高齢者から不当に財産上の利益を得ること）¹⁸の一般的な兆候や消費者詐欺から守るヒント等が記載されている他、地域・州政府機関等の様々な窓口を紹介している。更に、本ガイドでは SDM 契約の基礎的な内容を Q&A 方式で示す等、SDM 契約に基づくサポーターに対して、金融面での包括的な理解の促進を図っている（図表 5）。

¹⁸ 厚生労働省「Ⅰ 高齢者虐待防止の基本」。

図表 5 サポーター向けガイドの Q&A（一部抜粋）

質問	回答
サポーターとしての行為により訴えられる可能性はあるか？	おそらくある。SDM 契約の構造はテキサス州にとっては新しいものだが、法律上、あなたには一定の受託者責任がある。悪意を持った行動、契約上の権限を超えた行動、トムに対する不誠実な行動、自分の利益のための行動、利益相反の発生等により受託者責任に違反した場合、トムまたは別の人があなたに対して訴訟を起こす可能性がある。本ガイドの発行時点では、テキサス州の裁判所がサポーターに対するこの種の法的請求を取り上げたことはない。それでもなお、サポーターとしてトムがあなたに寄せた信頼と信用に応えられるようにしなければならない。
SDM 契約は、変更または取り消しが可能か？	可能である。あなたとトムは SDM 契約を変更することに同意ができ、どちらかがいつでも契約を取り消す（終了する）ことができる。
契約の変更が詐欺や虐待の結果と思われる場合はどうしたらよいか？	トムがあなたのサポーターとしての権限を剥奪するという決断を理解していないと思われる場合は、弁護士に相談するか、成年保護局に連絡するか、警察または保安官に電話する。本ガイドの巻末 24 ページに、詐欺や虐待に関する詳細情報と助けを求められる場所が記載されている。
私の責任はいつ終わるか？	トムのサポーターとしてのあなたの責任は、署名された契約書に記載された契約終了の時まで、あるいは、あなたまたはトムのどちらかがこれ以上サポーターとしての役割を果たすことが出来ないと決定するまで続く。後見人が選任された場合、またはトムが意思決定能力を完全に失った場合、あなたはサポーターとしてトムの意思決定を支援する権限を失う。

(注) 本ガイドにおける「トム」とは、高齢者本人と同様の位置づけ。

(出所) AARP and Texas Appleseed, “Managing Someone Else’s Money in Texas: Help for Supporters Under a Supported Decision-Making Agreement”より野村資本市場研究所作成

2) 米国州裁判所センター：オンライン・トレーニング

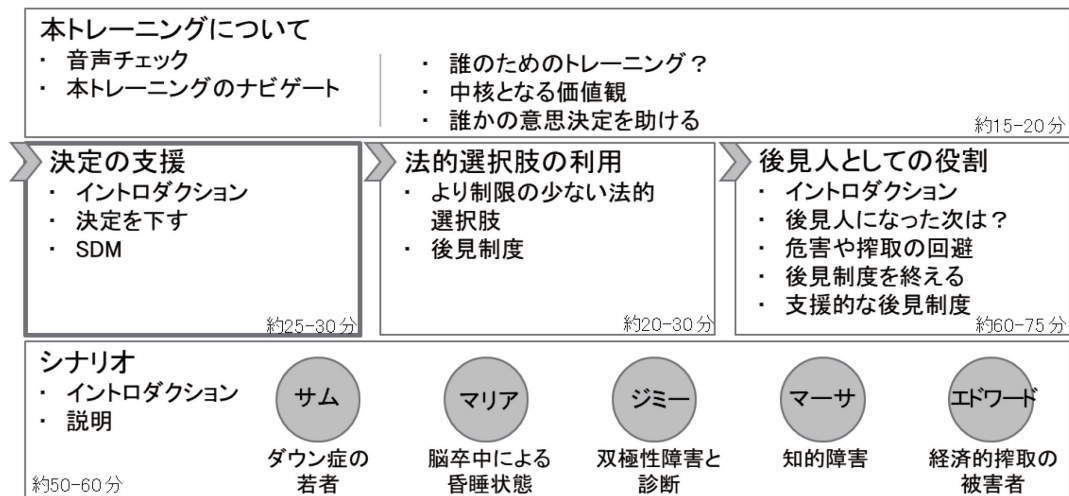
2019 年、米国の州裁判所等の司法行政向上に取り組む NPO である米国州裁判所センターは、米国法曹協会・高齢化と法委員会（American Bar Association Commission on Law and Aging、以下 ABA）の支援を受けて、無料のオンライン・トレーニングツール「適切な支援方法の発見：意思決定支援と後見制度（Finding the Right Fit: Decision-Making Supports and Guardianship、以下 FRF）」を公表した¹⁹。FRF は、個人が高齢者の親、障害のある友人や家族のための選択肢を模索できるよう設計されており、SDM を含む意思決定の支援、SDM 契約を含む法的選択肢や事例に近いシナリオ等を提示している。FRF は、各州の法律や規則に個別化したものではなく、SDM や後見制度に関する基礎的な情報を概観して取り上げている。トレーニングのコースでは、音声ガイダンス等の機能の使い方やコースの概要等が解説された後、「決定の支援」、「法的選択肢の利用」、「後見人としての役割」をテーマとしたトレーニングが設けられている他、シナリオ事例を通じて様々な支援・法的選択肢が個人の生活に与えられる影響が示されている（図表 6）。

SDM は、主に「決定の支援」のセクションで解説されており、サポーターの責任、サポーター向けのコミュニケーションに関するヒント、SDM 契約、等の事項に言及している（図表 7）²⁰。特に、サポーターの責任として「友人を探す」「支援を調整

¹⁹ 司法省（Department of Justice）からの資金提供を受けて、2022 年 11 月に内容が更新された。National Center for State Courts, “Free Online Training Course Finding the Right Fit: Decision-Making Supports and Guardianship.” < <https://cji.courtllms.org/> >

²⁰ 「決定の支援」において、SDM の仕組みが 8 つの事項（①SDM にどうアプローチするか、②SDM の事例、③サポーターをどう選ぶか、④サポーターの責任、⑤サポーター向けのコミュニケーションに関するヒント、⑥SDM 契約、⑦SDM の実生活での事例、⑧SDM のリスク）に沿って解説されている。

図表 6 FRF のコース概要



(出所) National Center for State Courts, “Finding the Right Fit: Decision-Making Supports and Guardianship”
より野村資本市場研究所作成

図表 7 SDM に関する解説事項（一部抜粋）

サポーターの責任

SDM の取り決めの個性性を忘れないようにすること。以下は、サポーターが出来ることの**提案**：

- ・ **耳を傾け、考える**：人の関心や目標について話を。本人は自分にとって何が最善と考えているのか。本人はどのような意思決定を望んでいるのか
- ・ **機会と課題を特定する**：意思決定に必要なもの、意思決定を妨げているもの、意思決定を妨げる可能性のあるものは何か？
- ・ **友人を探す**：本人を助けてくれる人、機関、組織について知る
- ・ **支援を調整する**：本人と一緒に、さまざまな意思決定について誰が手助けをするのか、計画を立てる
- ・ **SDM 計画を書き出す**：サポーターは、本人が SDM 計画を書き出すのを助けることができる

コミュニケーションに関するサポーター向けのヒント

意思決定をする人には、常に選択肢を考えるための**十分な時間**を与える。同じ会話を**何度も、異なる方法**です必要があるかもしれない。サポーターは、意思決定者とコミュニケーションをとる**最善の方法**を見つけるために創意工夫を凝らす必要があるかもしれない。以下を忘れずに使用すること：

- ・ **平易な言葉**：法律用語や医学用語は混乱を招き、威圧的になることがある
- ・ **積極的な傾聴**：サポーターが話を聞いていることを本人に伝える。コメントを返したり、頷くなど肯定的なボディランゲージを使ったり、メモを取ったりして、伝えることが可能
- ・ **コミュニケーションの代替**：写真、ロールプレイ、コミュニケーション・デバイスは、コミュニケーションに役立つ

SDM 契約

SDM の下での支援を利用する人は、どのような種類の支援を受けるのか、誰が提供するのか、どのように提供されるのか、そしていつ提供されるのかを書き留めたいかもしれない。これを **SDM 契約**と呼ぶ人もいる。

現在、いくつかの州では、SDM 契約が委任状や契約書のような法的文書であるとする法律が制定されている。NRC-SDM のウェブサイトでは、自分の州が SDM 契約に関する法律が制定されているか確認することができる。

SDM 契約には、多様なサポーターグループ（家族、友人、専門家）を持つことで、自分の役割を踏み外さないようにし、お互いの「チェック&バランス」の役割を果たすことができる。

(注) 太字は原文のまま。

(出所) National Center for State Courts, “Finding the Right Fit: Decision-Making Supports and Guardianship”より野村資本市場研究所作成

する」を挙げ、サポーターの支援だけでなく、他に支援を提供する枠組みを把握し、調整することを推奨している。すなわち、サポーターは SDM を推進する上で、高齢者本人が適切な支援を受けられるような対応が求められており、SDM の支援事項によっては金融を含む様々なリテラシーを備えておく必要があると考えられている。

また、SDM 契約に関しては、州によって SDM 契約に関する法律が制定されており、サポーターの役割を規定することが可能である旨が示されている。SDM の事例の一つに、「日常・定期的なお金の管理」として、請求書の支払い、小切手の準備、銀行預金や現金の取り扱い、ホームアテンダントやその他スタッフの給与計算、税金の準備が挙げられている。

「決定の支援」のセクションでは、SDM のリスクについて、サポーターによる悪用、不履行、搾取が起こり得る可能性に言及しており、不正が疑われる場合は成年保護局（Adult Protective Services）への通報や法的措置を推奨するなど、注意を促している。FRF は、その要因の一つとして、家族や友人がサポーターであり、本人に代わって意思決定を行うような支援が従前に提供されていた場合は、SDM との違いが理解できずに本人の意思決定を支援できていない可能性があるとして指摘する。

FRF は、SDM に限らず、高齢者本人の意思決定を支援する枠組みに関する網羅的な内容となっており、認知機能がさらに低下することで SDM の対応が難しくなった場合にも備えることが可能なツールとも言える。また、既述のとおり、FRF は音声ガイダンス機能が備えられている他、セクションごとの知識チェック問題や全体のセクションを踏まえたクイズが設けられており、利用者の能動的な学習を促すとともに、理解の深度の計測を可能にする等の工夫もみられる。

Ⅲ 高齢者の保護と資産寿命の伸長に向けて

米国では、可能な限り高齢者本人の意思決定を尊重すべきという考え方のもと、SDM 契約に基づく高齢者本人の自己決定を円滑に行うことができるようにするための様々なリソースの蓄積が進められている。そうしたなかで、高齢者の意思決定を支援するサポーターは、SDM のコンセプトを十分に理解したうえで、支援内容ならびに方法に応じたりテラシーを身につける必要がある。米国では、NRC-SDM が中核となり、関連プロジェクトの助成やウェブサイトを通じた包括的な情報提供に取り組む等、米国内の取り組みを底上げする役割を果たしていると言える。

さまざまな NPO が提供している SDM のサポーター向けツールのなかでも、金融面に関するツールでは、①サポーターの受託者責任、②経済的虐待に関する注意喚起、といった内容が盛り込まれている点が特徴的である。

一点目のサポーターの受託者責任は、個人が身に付ける金融リテラシーとして必ずしも馴染みのあるものではないかもしれない。しかしながら、テキサス州の SDMA 法が、SDM 契約に基づき、高齢者本人とサポーターとの間に受託関係が築かれる点を規定する

など、米国の SDMA 法の中には、受託者責任を課す州もある。すなわち、SDM 契約において、サポーターによる高齢者本人の資産管理・資産運用の支援を規定する場合は、各州法に応じて受託者責任の遵守が問われる場合も想定される。

もっとも、テキサス州でも、SDMA 法制定時の議論において、サポーターに明示的に受託者責任を課すことによってサポーターが SDM 契約の締結を拒む可能性があることや、ボランティアのサポーターが果たす役割と受託者としての役割の違いについて指摘する声もあった。確かに支援の担い手が過度に萎縮する事態は回避すべきであるが、他者の財産管理に多大な影響を及ぼしうる以上、基本的な考え方としては、SDM 契約のサポーターは、自身の利益や資産とは独立した立場で、受託者責任の下で高齢者本人の金融面の支援を提供することが求められよう。

二点目の経済的虐待の注意喚起は、認知機能の低下が進行する可能性のある高齢者を支援するサポーターの重要な留意点と言える。AARP は、米国の 60 歳以上における経済的搾取による被害額を年間約 283 億ドルと推定し、そのうち 72% が家族や友人、介護者等の既知の人物による被害としている²¹。日本においても、2022 年における特殊詐欺の総認知件数に占める 65 歳以上の割合は 86.6%²²と、高齢者が標的とされ易いことが示唆されている他、高齢者の身近な人が経済的虐待の加害者となるケースも一定程度発生している。厚生労働省によると、2021 年度の養護者による高齢者虐待数は 16,809 人だったが、そのうち 14.3% (2,399 人) が経済的虐待だった²³。SDM のサポーターには、可能であれば、高齢者の経済的虐待を未然に防ぐことが期待される。当然ながら、意図せざる形で自身が加害者となる事態に陥らないよう、既述の受託者責任を含め、適切な理解と対応が求められる。

米国における SDM 関連の制度を整備する取り組みは緒についたばかりであり、サポーター向けのツールや情報リソースの拡充は引き続き行われる見通しである。SDM の概念上、高齢者本人の要望に基づき幅広い SDM 契約を作成することが可能となる。だからこそ、SDM 関連制度がうまく機能するか否かは、サポーターの SDM 契約に対する理解に依拠するところが大きいとも言える。金融面の支援の場合は、サポーターの金融リテラシーがこれに加わる。サポーターには、例えば、金融機関による説明を高齢者本人にとってわかりやすく平易な文章で伝えるといった役割も期待される。あるいは、高齢者本人が望む金融面の管理について、本人に代わり金融機関に説明する役割、すなわち本人と金融機関等との円滑なコミュニケーションの支援なども期待されるところである。

日本では、60 歳以上の世帯が保有する金融資産が全体の約 63% を占めており²⁴、金融資産の高齢者への偏在が指摘されている。後見制度に加えた選択肢として、ある程度の認知機能を残している高齢者本人等が利用できる SDM 契約の利用拡大を促す米国の取り組み

²¹ AARP, “AARP Report Finds \$28.3 Billion a Year is Stolen from U.S. Adults Over 60,” June 15, 2023.

²² 法人被害を除く総認知件数に占める割合。警察庁「令和 4 年における特殊詐欺の認知・検挙状況等について（確定値版）」。

²³ 厚生労働省「令和 3 年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果」2022 年 12 月 23 日。

²⁴ 総務省「2019 年全国家計構造調査 家計資産・負債に関する結果」から、野村資本市場研究所が算出。

は、日本の高齢者における資産寿命を延ばすための一つの方策として示唆に富むものである。例えば、高齢者本人がサポーターによる支援の必要性を感じ始めた初期の段階から、金融資産管理に関する SDM 契約を利用することによって、日常生活を営む上での資金流入入の管理に留まらず、本人の意思に基づく資産運用ならびに資産の取り崩しをよりスムーズに行うことにもつながりうる。SDM 契約では、高齢者本人の希望に応じた細かいカスタマイズが可能とされているうえ、サポーターの交代や支援内容の変更等も柔軟にできる点が魅力の一つと言える。日本においても、高齢者本人の人権を最大限に尊重しつつ資産管理を支援するという SDM の概念に通ずる取り組みは、検討に値するのではないだろうか。その際には、高齢者の支援に携わる家族や友人等が備えるべき金融リテラシーとして、受託者責任や経済的虐待の防止等の内容の具体化も重要と言えよう。